

建築行為の届出書

久保台建築協定運営委員会
委員長 様

住所
申請人
氏名
(電話) 印

建築行為を下記により行いますので、久保台建築協定運営委員会規約第11条第2項に基づき、届出いたします。

記

- 1 申請地 : 川崎市高津区末長 番地
- 2 敷地面積 : . m²
- 3 建築物の用途 :
- 4 建築物の高さ、階数 : 建築物の最高の高さ . m、地上 階地下 階
- 5 工期 : 年 月 日～ 年 月 日 (予定)

設計者	事務所名・電話番号	(電話)
	担当者氏名・電話番号	(電話)
施工者	事業所名・電話番号	(電話)
	担当者氏名・電話番号	(電話)

6 久保台建築協定基準の適合について **(※印は、委員会の確認欄)**

- (1) 建築物の用途は、一戸建ての住宅又は共同住宅・長屋となっています。※ (確認 印)
以下のうち、あてはまるものを○で囲んでください。
ア 一戸建ての住宅です。
イ 共同住宅又は長屋で、管理人の住戸があり、かつ、各住戸の床面積はそれぞれ30m²以上です。(共同住宅はプライバシー配慮のための目隠し等を設置しています。)
ウ 学習塾等の兼用住宅で、非居住部分の面積は、延べ面積の1/2、かつ、50m²以下です。
エ その他(記入)
- (2) 建築物の階数は、3以下です(地階は除く。)。 ※ (確認 印)
- (3) 建築物の高さは、地盤面から10m以下です。 ※ (確認 印)
- (4) 建築物の敷地の分割は、していません。 ※ (確認 印)
- (5) 敷地の地盤面の高さは変更していません。 ※ (確認 印)
- (6) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、※ (確認 印)
50cm以上となっています。

(注) 1 本届出書は、2通作成し、1部は運営委員会用、1部は届出者の控えと致します。
2 図面として、配置図、平面図、立面図を添付してください。なお必要に応じてその他の資料を要求することがあります。
3 この建築行為の届出書は、建築確認申請の際に、建築確認申請書に添付をお願いいたします。

上記の届出により建築行為を行うことについて、支障ありません。
年 月 日 久保台建築協定運営委員会委員長 印

(第2号様式)

☆記入例

建築行為の届出書

年 月 日

☆届出日記入

久保台建築協定運営委員会

委員長

様

住所

川崎市高津区末長〇〇〇番地〇〇

申請人

氏名

川崎 太郎

(電話) 044-〇〇〇-〇〇〇〇

押印

建築行為を下記により行いますので、久保台建築協定運営委員会規約第11条第2項に基づき、届出いたします。

☆認印可

記

- 1 申請地 : 川崎市高津区末長〇〇〇番地〇〇
- 2 敷地面積 : 150.00m²
- 3 建築物の用途 : 一戸建ての住宅
- 4 建築物の高さ、階数 : 建築物の最高の高さ 9.5m、地上3階地下一階
- 5 工期 : 2016年11月1日～2017年3月10日(予定)

申請人側が記入する欄

設計者	事務所名・電話番号	川崎市高津区〇〇〇〇	(電話) 044-〇〇〇-〇〇〇〇
	担当者氏名・電話番号	〇〇 〇〇	(電話) 044-〇〇〇-〇〇〇〇
施工者	事業所名・電話番号	川崎市高津区〇〇〇〇	(電話) 044-〇〇〇-〇〇〇〇
	担当者氏名・電話番号	〇〇 〇〇	(電話) 044-〇〇〇-〇〇〇〇

6 久保台建築協定基準の適合について (※印は、委員会の確認欄)

委員会側が記入する欄

- (1) 建築物の用途は、一戸建ての住宅又は共同住宅・長屋となっています。※(確認)
 - 以下のうち、あてはまるものを○で囲んでください。
 - ア 一戸建ての住宅です。
 - イ 共同住宅又は長屋で、管理人の住戸があり、かつ、各住戸の床面積はそれぞれ30m²以上です。(共同住宅はプライバシー配慮のための目隠し等を設置しています。)
 - ウ 学習塾等の兼用住宅で、非居住部分の面積は、延べ面積の1/2、かつ、50m²以下です。
 - エ その他(記入)
- (2) 建築物の階数は、3以下です(地階は除く)。 ※(確認)
- (3) 建築物の高さは、地盤面から10m以下です。 ※(確認)
- (4) 建築物の敷地の分割は、していません。 ※(確認)
- (5) 敷地の地盤面の高さは変更していません。 ※(確認)
- (6) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、※(確認) 50cm以上となっています。

☆委員会でチェックした人の確認印

押印

押印

押印

押印

押印

- (注) 1 本届出書は、2通作成し、1部は運営委員会用、1部は届出者の控えと致します。
- 2 図面として、配置図、平面図、立面図を添付してください。なお必要に応じてその他の資料を要求することがあります。
- 3 この建築行為の届出書は、建築確認申請の際に

すべて確認し、支障なければ日付等記入

上記の届出により建築行為を行うことについて、支障ありません。

年 月 日

久保台建築協定運営委員会委員長

押印